

東京大学教養学部

2009年度夏学期

地球温暖化と経済学

第3-4回 環境政策1——政府介入の必要性とコースの定理

山口 光恒

1、環境外部性と政府介入の是非

1) 外部性（外部不経済）と市場の失敗

市場を経由しないで他の経済主体にマイナスの影響を与える場合

ミクロの利潤極大化の結果発生

2) 外部不経済発生メカニズム（資料1）（資料2）ピグー、厚生経済学 1920年

環境政策の目的は外部コストの内部化（経済学的観点）

3) 外部不経済と枯渇性資源問題 外部不経済とは何か

2、コースの定理 法と経済の関係 政府介入の是非

コースの定理とは

所有権アプローチと賠償責任ルール（例、Sturges v. Bridgman, 1879, 菓子工場と医者事件）

R. H. Coase (1960), "The Problem of Social Cost" p. 8-10

政府の介入なしに社会的最適生産量を達成（法体系とは独立、外部性の内部化）

前提 取引費用無し、情報の対称性 → 当事者多数の時は当てはまらず

所得分配面 効率性は影響なし、分配は全く異なる

コースの主張 一般にコースの定理といわれているものとは反対の主張

現実世界の研究のためには正の取引費用の存在を経済分析の中に明示的に取り組むことが必要

(R. H. Coase (1988), 17頁)。では政府の介入が常に有効か

コースのピグー批判 黒板経済学 理想的な経済システムを基に考察 R. H. Coase (1988), 31頁

政府は賢明か → 介入が好ましいとは限らない。

外部性が存在しても政府の介入が社会的に好ましくない場合

被害者が被害を回避するために払う費用が加害者の公害防止費用より少ない場合

政府の介入にも費用がかかる 外部性に政府が介入するか否かはこの点も勘案の要（同28頁）

外部性の存在自体は必ずしも政府介入の理由にならない。

衡平・正義との関連

3、汚染者支払い(pays)の原則とは 環境コストの内部化 政府介入の際の支払い原則

OECD汚染者支払いの原則（1972年）（資料3）

PPP (the Polluter Pays Principle)とは 政府介入時の最適な選択を求めて

有限な環境資源の合理的利用の促進

国際貿易及び国際投資の歪みの是正

を目的とし

汚染防止及び管理コスト分配のための原則。

環境保全のための当局の決定履行費用の汚染者による負担。

即ち、

生産と消費が汚染の原因となる物品またはサービスへの上記費用の反映

→資源の最適利用

最終負担者無関係

例外（1974年OECD理事会勧告） 汚染管理のための政府援助

1、厳しい制度へ移行時の激変緩和措置

2、汚染防止のための新技術開発促進

3、深刻な地域間不均衡の是正など

但し、国際貿易・投資に大きな歪みをもたらしてはならない

WTOの原則 補助金及び相殺措置に関する協定 red, amber, green 8条2項(c) 期限切れ

PPPの曖昧さ

誰が汚染者か ゴミ問題 製品の生産者か使用者（消費者）か EPRを巡る論議

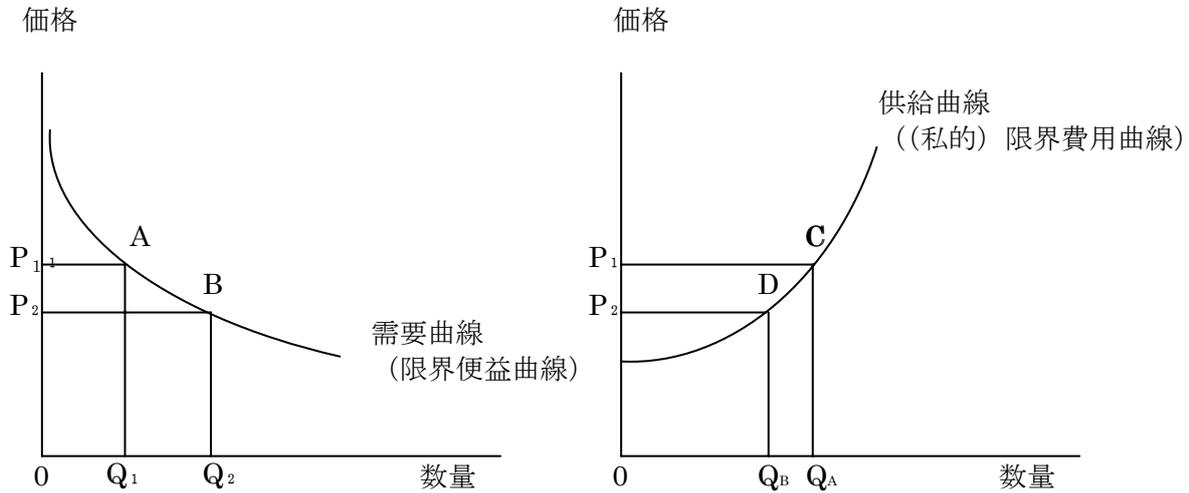
我が国での捉え方

法的責任論 公害裁判 POLLUTER PUNISHMENT PRINCIPLE

「OECDの汚染者支払い原則が前向きであるのに対して、日本のそれは後ろ向き、意志決定を変えようという原則からすれば、過去になされた意志決定は変更不能であり、関連性がない」 天野 12頁

OECD貿易と環境委員会での論議 Climate Change&PPP、エネルギー補助金・減免税

(資料1) 需要・供給曲線と限界便益・限界費用曲線の関係



(資料3) OECD汚染者支払いの原則 (1972年OECD指導原則) 下線は山口

「希少な環境資源の合理的利用を促進し、且つ国際貿易及び投資における歪みを回避するための汚染防止と規制措置に伴う費用の配分について用いられるべき原則が、いわゆる『汚染者負担の原則』である。この原則は、汚染者が受容可能な状態に環境を保つために公的機関により定められた上記の措置を実施するに伴う費用を負担すべきであるということの意味する。換言すれば、それらの措置の費用は、その生産ないし消費の過程において汚染を引き起こす財及びサービスのコストに反映されるべきである。これらの措置を講じるに際して、貿易と防止に著しい歪みを引き起こすような補助金を併用してはならない」。

(資料2)

図6-2 需要・供給曲線と費用・便益曲線の関係

